

無線 LAN 利用ガイドライン

情報セキュリティ WG

2010 年 12 月 13 日

1 無線 LAN 利用ガイドライン

本文書で無線 LAN という言葉は、IEEE 802.11 に従う無線 LAN 方式を表すものとします。

帝京大学宇都宮キャンパス (以降、キャンパス) 内で、無線 LAN のアクセスポイントを設置、管理、運用する方 (以降、無線 LAN 管理者) は、次の指針に従って、無線 LAN アクセスポイントを設置、管理、運用するようお願い致します。

1. 無線 LAN 管理者は、キャンパス内に新規に無線 LAN アクセスポイントを設置する場合には、所定の無線 LAN アクセスポイント設置登録フォーム (仮称) により、IT ハウスに対して無線 LAN アクセスポイントの設置を届け出てください。
2. 無線 LAN 管理者は、自身がキャンパス内で管理する全てのアクセスポイントの暗号化方式ならびにアクセス制御方式に関して、次に示す 2 つの方式のうち少なくとも 1 つを必ず利用してください。
 - (a) WPA2 パーソナル
 - (b) MAC アドレス認証
3. 無線 LAN 管理者は、アクセスポイント間で干渉等の問題が生じた場合には、IT ハウスまで申し出てください。必要に応じて IT ハウスで調査、調整を行います。
4. キャンパス内における FON ルータの利用は、TUC-NET の利用規程により禁止されています。